

三次市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和元年9月26日(木)
開会 午後2時00分
閉会 午前3時50分
- 2 会 場 三次市役所本館 6階 607・608会議室
- 3 出席委員 教 育 長 松 村 智 由
委 員 小 根 森 直 子
委 員 藤 原 博 巳
委 員 深 水 顕 真
委 員 井 岡 直 美
- 4 出席職員 教 育 次 長 長 田 瑞 昭
学 校 教 育 課 長 大 原 哲 也
教 育 委 員 会 事 務 局 付 課 長 赤 木 実
文 化 と 学 び の 課 長 古 矢 俊 彦
教 育 委 員 会 事 務 局 付 課 長 廣 瀬 恭 子
教 育 指 導 係 長 龍 王 由 美
文 化 と 学 び の 課 主 任 迫 あ す か
- 5 議事日程
- (1) 議案第24号 令和2年度就学児等の措置について(非公開)
- (2) 議案第25号 三次市学校給食調理場職員(市費支弁のもの)の任用について
(非公開)
- (3) 議案第26号 三次市立小中学校職員(市費支弁のもの)の任用について(非公開)
- (4) 議案第27号 三次市放課後児童クラブ支援員の任用について(非公開)
- (5) 報告1 三次市部活動指導員配置事業実施要綱一部改正について

教育委員会事務局付課長

ただいまから教育委員会会議を開会する。まず、教育長の報告をお願いします。

松村教育長

本日の県議会において、県の教育長が答弁した中に、全県的に教員が足りず本来であれば学校にいないといけない教員が補充できていない状況があることについて、来年度4月1日から採用する者を、前倒しで採用するということがあった。これは、登載された方で、現在、臨採で出ていない者を抽出し、出ることができる者は、県の本採用ということでやっていくものである。三次市においては、市費の教員を採用しており、子どもの前に教員がいないという状況は、できるだけないようにしている。もう1点、ある教育雑誌の中に、文部科学省中等教育局財務課長の合田哲雄さんの話が出ているので情報提供する。常々、深水委員が話をされている「メンサ」の話に通じるものがあると思い紹介した。もう1点、イギリスのグラットン教授が、2007年生まれの日本人は107歳まで生きる可能性が50%であるということが本に書かれている。これが随分と話題になり、これからどう生きていく、あるいは生き方を教えていくことが大事なのだということが述べられている。小学校では、来年から新学習指導要領がスタートする。新学習指導要領のもとでの、学校での指導のあり方を、教育委員会はしっかりと学校と連携し進めていきたいと考える。一方、一番大事なことは、今まさに大量に人が辞めていくということだ。私たちは先輩の後姿をみて教員になってきたが、彼女彼らは、教員になったとたんに先輩はいなくなり、自分だけの世界になっていく。見本になるものがない状況の中で、教員を勤めていくことになるため、学校の体制をしっかりと整えていかななくてはならない。このことは、校長会で話をしていきたいと考えている。

教育委員会事務局付課長

それでは、以降の進行を教育長にお願いします。

松村教育長

これから議事に移る。本日の議題、議案第24号から議案第27号については、個人情報に関する案件のため、公開になじまないものと考えられる。よって、三次市教育委員会会議規則第14条第1項により、非公開にしたいと思うので、皆さんにお諮りする。異議はないか。

- 委員一同 一異議なし—
- 松村教育長 それでは、議案第24号から議案第27号については非公開とし、報告1は公開とする。
- 議案第24号 令和2年度就学児等の措置について
(個人情報に関する案件のため非公開)
- 議案第25号 三次市学校給食調理場職員(市費支弁のもの)の任用について
(人事に関する案件のため非公開)
- 議案第26号 三次市立小中学校事務職員、臨時的任用教員、学校支援員、障害児介助指導員、教育支援員(市費支弁のもの)の任用について
(人事に関する案件のため非公開)
- 議案第27号 三次市放課後児童クラブ支援員の任用について
(人事に関する案件のため非公開)
- 松村教育長 報告1、三次市部活動指導員配置事業実施要綱の一部改正について、事務局の説明を求める。
- 教育委員会事務局付課長 部活動指導員配置事業実施要綱の一部を改正する告示について、別紙のとおり報告する。改正の理由は、現在の要綱では、旅費相当分の費用弁償を支払うことができないためである。これを支払えるよう一部を改正するものである。現在、学校から提出された勤務実績をもとに1時間1,600円の報酬を支払っている。現在の要綱では、部活動指導員の身分が定められておらず、通勤に係る費用や引率に係る費用の旅費相当分を支払うことができていない。要綱を一部改正し、身分を非常勤講師とし、費用弁償を支払うことができるようにした。このことにより部活動指導員がより働きやすくなり、学校としても旅費が出ることで引率を命じやすくなる。改正した要綱は、今年度4月に遡り適用する。4月からかかった費用は、支払う予定である。改正箇所は、第3条として(身分)の条を追加し、部活動指導員の身分は、地

方公務員法第3条第3項第3号に基づく非常勤特別職とすると定めた。第7条として（旅費等）の条を定め、最後に第7条関係の別表を付けた。以上である。

松村教育長
教育委員会事務局付課長

今年の部活動指導員は、何人か。

3人である。三次中学校の吹奏楽，八次中学校，塩町中学校は，バレー部である。もともと指導していた者は，定期の異動や，昨年度までは外部指導員が指導していた。

松村教育長
委員一同

この報告については，よろしいか。

一了解一

松村教育長

以上で，教育委員会会議を終了する。